

## 1. 要件について

No.	質問	回答
1	いつ時点の賃上げから対象となるのか。	令和7年4月1日から令和8年1月31日までの賃上げが対象となります。
2	賃金引き上げ後、1年以内に対象者が退職してしまった場合はどうするのか。また、事後の状況確認等はあるのか。	原則として、自主退職の場合は返還不要、会社都合の場合は返還を求める可能性があります。なお、支援金の支給に関し必要があると認めるときは、申請者に報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことがあります。
3	引上げ前の賃金が最低賃金以下の場合、どのような取扱いとなるか。	引上げ前の賃金が最低賃金以下の場合、賃上げ支援金は申請できません。
4	「過去5年間に重大な法令違反等がないこと」について、労災で是正勧告を受けたが該当になるか。	重大な法令違反の定義は誓約書に記載のとおりです。
5	支援金受給後、業績悪化等の理由で賃金を引き下げた場合はどうなるか。	賃金引上げ後1年以内に賃金の引き下げを行う場合には、支給要件に反するため返還を求めることとなります。（業績悪化による賃金の引き下げは認められません）
6	「いばらき業務改善奨励金」との併用は可能か。	「いばらき業務改善奨励金」との併用は可能ですが、その場合、国の「業務改善助成金」の支給を受けている必要があることにご留意ください。